

測量・建設コンサルタント等業務における 最低制限価格算出基礎額等の算定基準の改定について

大阪広域水道企業団では、測量・建設コンサルタント等業務における、最低制限価格算出基礎額等の算定基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

なお、新しい算定基準は、令和6年7月3日以降に公告する案件から適用します。

記

測量・建設コンサルタント等の最低制限価格算出基礎額等の算定基準の改定

業務種別	構成費目ごとの割合			
測 量	直接測量費の 10分の10	測量調査費の 10分の10		諸経費の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60%～82%				
地質調査	直接調査費の 10分の10	間接調査費の 10分の9	解析等調査業務費の 10分の8	諸経費の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の2/3～85%				
建設コンサルタント (土木関係(新基準))	直接人件費の 10分の10	直接経費の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の <u>10分の4.8</u> ⇒ <u>10分の5</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60%～ <u>80%</u> ⇒60%～ <u>81%</u>				
補償コンサルタント (「用地調査等業務費 積算基準」の適用業務)	直接人件費の 10分の10	直接経費の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の <u>10分の4.5</u> ⇒ <u>10分の5</u>
設定範囲：予定価格算出基礎額の60%～ <u>80%</u> ⇒60%～ <u>81%</u>				
建築設計・監理	設定範囲：予定価格算出基礎額の60%～ <u>80%</u> ⇒60%～ <u>81%</u>			

※令和6年7月3日以降に公告する案件から、下線太字のとおり改定されます。

※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

詳細は「大阪広域水道企業団建設工事予定価格等算定要領」、「予定価格等のランダム係数処理基準」をご参照ください。

問合せ先
大阪広域水道企業団 経営管理部
財務課 契約グループ
TEL 06-6944-6866